

三権分立

立法権

国会

- 国民の代表機関 - 政治的意味の代表
- 国権の最高機関

唯一の立法機関

唯一

- 国会中心立法の原則
 - 国が行う立法は憲法に特別の定めがある場合を除いて国会を通じてなさなければならない
- 国会単独立法の原則
 - 国が行う立法は国会以外の機関の参与を必要としないで設立するという原則

行政権

内閣

- 議院内閣制
 - 内閣総理大臣を国会の議決により指名する
 - 衆議院に内閣の不信任案の可決を認めている

内閣総理大臣とその他の国务大臣の合議体

- 合議体の長 - 内閣総理大臣 - 国会議員でなければならない
- その他の国务大臣 - 内閣総理大臣が任命 - 内閣の過半数を国会議院の中から選ぶ

司法権

裁判所

- 司法権を行使できる
- 唯一の国家機関
- 最高裁判所
- 下級裁判所
 - 高等裁判所
 - 地方裁判所
 - 簡易裁判所
 - 家庭裁判所
- 三審制
 - 同一の事件につき裁判所の判断を三回受けることができる
 - 控訴 - 地方裁判所から高等裁判所へ
 - 上告 - 高等裁判所から最高裁判所へ

具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによりこれを裁定する国家の作用

司法権の独立

- 個々の裁判官の職権行使の独立 - 個々の裁判官の身分保障
 - 罷免事由の限定
 - ①心身の故障
 - ②弾劾裁判所の裁判
 - ③最高裁判所裁判官の国民審査
 - 行政による懲戒処分の禁止
 - 相当額の報酬の保障
- 司法府の独立